

効果について

【結果】

○財政効果

①福祉用具に関するチェック・・・21,126千円

(不適切サービス、過剰サービス)

②居宅支援事業所に関するチェック

・訪問介護費・・・36,589千円

(不適切サービス、過剰サービス提供等)

・通所介護費・・・2,293千円

(加算誤り、単位算定誤り等)

・訪問看護費・・・22千円

(二重請求)

【事業実績に対する都道府県評価】

- 当該市は、平成15年度からケアプランチェック事業を中心として適正化事業を進めている。居宅介護支援事業所への指導は平成16年度から実施しており、平成17年度には、事業費用に対する効果が5倍以上となっている。
- 居宅介護支援事業所への指導は、適切なケアプランへ繋がることから、その効果は次年度以降も期待される。
- 福祉用具貸与については、平成16年度は軽度の要支援者を中心に点検を行っていたが、平成17年度は対象者を要介護者まで拡大して実施し、高い財政効果を得ており、利用者に対し適正なサービス提供及び自立支援が図られると思慮される。

【実践例】

○鹿児島県C市

- ・要介護認定調査を市の嘱託介護支援専門員（19人）が直接実施
 - ・嘱託介護支援専門員に対して認定調査、ケアプランに係る研修を実施
 - ・市の嘱託介護支援専門員によるケアプランチェックの実施
 - ・市内介護サービス提供事業者連絡会（総会・研修会）の実施
- ※ [成果] 保険料の据え置き 4,500円

○香川県D市

- ・要介護認定調査を市の保健師が直接実施（市域外に居住する対象者も含めて）
 - ・保健師によるケアプランチェックの実施
 - ・ケアマネ連絡会の実施
 - ・筋力向上トレーニングの介護予防事業の実施
- ※ [成果] 保険料の据え置き 3,492円

○広島県E市

- ・ケアプラン点検事業
- ・請求の適正化（居宅介護支援事業所の請求、通所介護・通所リハビリテーション事業所の請求、訪問介護事業所の請求）
- ・介護報酬明細書のチェック
- ・住宅改修工事のチェック
- ・介護給付費通知の発送

※ [成果] 約7000万円の過誤請求（所要費用：人件費2000万円）
効果額（差し引き）約5000万円